

全国健康保険協会（協会けんぽ）設立

各種保険給付

任意継続

変わりました
変わります

健康保険の窓口

保険証再交付

特定健康診査等

俗に言う社会保険庁解体の一環として、「厚生年金の手続きと一体化している手続き」を除いた**健康保険の手続き**は、社会保険事務所ではなく全国健康保険協会（通称：協会けんぽ）へ届け出ることになりました。協会けんぽの**窓口は各都道府県に一箇所のみ**（岡山駅前 第一セントラルビル 8F）ですが、平成 21 年 3 月 31 日までは移行期間として各社会保険事務所へ出張窓口が設けられています。平成 21 年 4 月 1 日以降は協会けんぽへ持参するか郵送することになります。これでは不便になりますね。

協会けんぽへ届け出・相談する主な手続きは下表の通りです。

	主 な 手 続 き
各種保険給付	高額療養費、療養費、傷病手当金、出産手当金、出産・育児一時金、埋葬料（埋葬費）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、高額介護合算療養費、移送費など
各種証明書交付	健康保険証再交付、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、診療報酬明細書等開示 など
健康診査等	特定健康診査・特定保健指導（生活習慣病の予防に関するもの）
保険適用	任意継続の加入（資格取得）と脱退（資格喪失）および保険料納付 保険料は納付書により金融機関で支払うこととなります。
貸付金	高額療養費貸付、出産費貸付

（ウラ面につづく）

COLUMN (コラム)

社会保険庁による、標準報酬月額（社会保険庁へ届け出た給与の額）の改ざんに関する報道があります。標準報酬月額を低く抑えると、支払う保険料が少なくて済みます。が、年金の受給額も少なくなります。改ざんという言葉が適切か否かは別として、改ざんの対象となったのは、定められた社会保険料を支払うことができないという経営不振の会社がほとんどです。「国が年金を支払いたくないから改ざんした」ものではありません。皮肉った表現ですが、健全な会社にお勤めだった場合は注意が必要です。

ご存知ですか？ こんな制度

健康保険の限度額適用認定

ケガや病気で入院をすると自己負担額が高額となり、支払いが難しい場合があります。健康保険には自己負担額に上限があり、それを超えると高額療養費として払い戻しを受ける仕組みがあります。でも、それはあくまでも払い戻しであって、一時的には自己負担額（治療費の 1～3 割）を全額支払う必要があります。

そこで、医療機関への自己負担額そのものを上限までとするために**限度額適用認定証**があります。

この限度額適用認定証を交付してもらうには、限度額適用認定申請書に治療（入院）に必要な予定期間など所定の事項を記入して、協会けんぽへ健康保険証を持参します。手続きを郵送で行う場合は、健康保険証のコピーを添付します。

なお、入院時の室料に関しては自己負担額とはならないので、高額療養費の対象となりません。よって、限度額に算入されません。

民間の生命保険の入院給付は、保険適用を受けることができない部分を補填するための商品なのです。

社会保険労務士 西川事務所 One Stop & One Click
電子就業規則
e-Working Regulations

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

次に、社会保険事務所に届け出する（厚生年金の手続きと一体化している）主な手続きは下表の通りです。

	届書・申請書名	届出の時期	
届出書類そのものが一体化しているもの	事業所所在地・名称変更届	事業所の移転・名称変更	
	事業所関係変更	代表者の住所・氏名変更、昇給月・賞与支払予定月の変更、関与社会保険労務士の変更など	
	資格取得届	雇い入れ、社会保険適用	
	資格喪失届	退職、社会保険適用からの除外	
	住所変更届	社会保険を適用している従業員の住所変更	
	氏名変更（訂正）届	社会保険を適用している従業員の氏名変更・訂正	
	生年月日訂正届	社会保険を適用している従業員の生年月日訂正	
	標準報酬月額算定基礎届	毎年7月の法定手続き	
	標準報酬月額変更届	2等級以上の給与改定	
	賞与支払届	賞与支払い時	
	育児休業	取得者申出書	育児休業等開始により保険料の免除を受ける
		取得者終了届	育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了
終了時報酬月額変更届		育児休業等終了後に給与額を変更する	
届出書類は一体化していないが、社会保険事務所へ届け出するもの	健康保険被保険者証回収不能・滅失届	資格喪失時に保険証を返還できない場合	
	健康保険被扶養者（異動）届	資格取得時に扶養家族がいる場合 資格取得後に扶養家族に変更がある場合	
	健康保険被保険者資格証明書交付申請書	資格取得後に早急に医療機関等で診療等を受けようとする場合	
	健康保険被保険者資格取得・資格喪失等確認申請	国民健康保険から外れる場合または国民健康保険に加入する場合	

つまり、従業員を雇い入れた場合は、社会保険事務所へ届出をすれば協会けんぽから健康保険の保険証が郵送されてきます。しかし、**保険証を紛失するなど再交付の手続きをする場合は、協会けんぽへ手続きすることになります。**

また、健康保険の給付や証明書類の交付を受けようとする従業員さんは手続きに不案内な場合が多いので、届出書類の書き方や添付する必要書類が分からないのが現状です。届出書類と添付する必要書類に関しては、

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/9,0,123.html>

を参照するか、
協会けんぽ岡山支部
もしくは西川事務所へ
お問い合わせください。

協会けんぽ岡山支部の連絡先

〒 700 8506 岡山市本町 6 - 3 6 第一セントラルビル 8 F

電話 086 - 803 - 5780 FAX 086 - 803 - 5750

なお、冒頭にも記述しましたが、健康保険事業を社会保険庁から分離したのは、社会保険庁解体の一環です。社会保険庁解体は、社会保険庁の組織風土にメスを入れるためです。よって、**書類の記入や添付書類は今まで以上に入念に審査**されます（やや乱暴な表現）。得に扶養家族の収入証明は次のようになっております。

	添付書類	
配偶者または扶養親族となつて： 所得税法上の規定による控除対象	1. いる者 2. いない者	扶養異動届の事業主の証明への記入 をもって省略可能 退職した者の場合 退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し 雇用保険の失業給付の受給者または修了者の場合 雇用保険受給資格者証の写し 年金受給者 現在の年金受取額のわかる年金額の 改定通知書 の写し （年金証書については、現在の年金受取額が確認できる場合に限り、年金額の改定通知書に代えて添付することが可能） に加えて他に収入がある者 の添付書類に加えて 課税または非課税証明書 の写し に該当しない者 課税または非課税証明書 の写し
	3. 1. または 2. に該当する場合でも、 障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付金等の非課税対象となる収入がある場合は、それらの受取金額が確認できる通知書等の写し を添付すること。 ちなみに、同居を要件とする者の場合は、その者の 住民票 の写しを添付すること。	

不明な点や詳細については、西川事務所 までお問合せください。